

〇〇〇障がい福祉サービス事業所 身体拘束等適正化の指針

1 基本的な考え方

- ①利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく、職員全体が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束等をしないケアの実施に努めることとする。
- ②「身体拘束等の廃止」が最終目的ではなく、「人としての尊厳」「自立支援」といった観点でとらえ、個別ケアを重視したサービス提供の質の向上を目指し、その結果として身体拘束等の廃止に繋げることとする。

2 組織について

当事業所は、利用者の人権を擁護するために「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」を設置し、年1回以上の開催を行う。

3 職員研修について

当事業所では、「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」にて職員研修の計画を立て、全従業員に対して年1回以上の研修を実施する。

また、新規採用や中途採用の職員を対象とした、虐待防止及び身体拘束等に関する研修を随時実施する。

4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等のための基本方針

当事業所では、身体拘束を行った場合の実施状況について、「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」で報告しなければならない。

報告は、当事業所で整備した「身体拘束実施状況報告書」（別紙様式）をもって行う。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

緊急時やむを得ず身体拘束を実施する場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たした上で、以下の手続きをとることとする。

①カンファレンスの実施

3要件を確認のうえ、拘束を要する利用者の状態、拘束方法、経過観察の方法等について、実施の際に在籍する職員、看護師等の最上席者により協議を行う。協議結果は速やかに施設長へ報告する

②家族等に対する説明

早急に家族または後見人等に連絡を取り、了解を得る。連絡が取れない場合は、実施後速やかに連絡し、了解を得る。

③報告

実施後、速やかに施設長に報告する。継続して拘束が必要となる場合は、随時関係職員で協議をする。

④記録

身体拘束を行った場合は、ケース記録に記載する。ただし、「身体拘束実施記録」をもって代替することができる。また、拘束を行った場合は、拘束にいたる経過、拘束中及び拘束解除後の本人の状況等を記録する。記録の保存期間は、5年間とする。

⑤拘束の解除

本人の状況の変化や支援の改善等により拘束が不要となった場合には、速やかに拘束を解除する。

6 当該方針の閲覧について

本指針は、書面として備えおき、利用者や家族等の関係者から求めに応じ、閲覧を供するものとする。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ①当事業所においては、原則利用者に対して身体拘束は行わないものとする。
ただし、状況の変化等により、身体拘束等が必要と懸念される利用者に対しては、別途その旨を、個別支援計画に明記する。
- ②身体拘束については、早期解除をできるよう拘束の必要性や方法について随時検討する。
- ③当事業所職員対象の研修以外にも地域の他法人、施設に対しても公開講座を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体的拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努める。

附則

この指針は、2025年4月1日より施行する。